

第 1 2 回美郷町農業委員会議事録

開催年月日 令和 5 年 1 2 月 2 6 日

| | |
|---------------------------------------|---|
| 出席者 | 1. 山澤敏徳 2. 林田寿利 3. 菊池勇夫 4. 若杉伸児 5. 藤本政嗣 6. 小野和久 7. 富井保徳 8. 柳田隆喜 9. 中谷茂己 10. 黒木謙志 11. 黒木良昭 12. 中田辰美 13. 田野敏広 14. 藤田博文 |
| 議事録署名人 14番 藤田 博文 委員 1番 山澤 敏徳 委員 | |
| 開催時間 開会 AM 10:00 ~ 閉会 | |
| 発言者 | 内 容 |
| 局長 | ご起立をお願いします。 ただ今から、令和 5 年第 12 回美郷町農業委員会総会を開会いたします。 一同、礼。 お座りください。 本日の出席委員は 14 名であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。 それでは会長、よろしく願いいたします。 |
| 議長 | 〈挨拶〉 それでは日程表に従いまして、令和 5 年第 12 回総会を進行していきます。 日程第 1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。14 番藤田博文委員、1 番山澤敏徳委員、よろしく願いいたします。 続いて日程第 2、会期の日程は、令和 5 年 12 月 26 日、本日 1 日といたしますがよろしいですか。 〈異議なし〉 異議なしと認め、会期は本日 1 日と決定します。 それでは日程第 3、議案審議に移ります。 議案第 43 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局の提案理由説明を求めます。 |
| 局長 | 2 ページをお開きください。議案第 43 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による所有権移転及び賃貸借の許可申請があった |

ので、承認を求める。令和 5 年 12 月 26 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 139 番から 143 番の 5 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

4 ページをお開きください。受付番号は 139 番です。申請人の譲受人は、美郷町南郷鬼神野の 81 歳の方。譲渡人は、美郷町南郷鬼神野の 68 歳の方です。申請地は、南郷鬼神野字尾迎と川原、畑 2 筆、724 m²であります。申請理由は、贈与による所有権移転。利用計画は柿となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地のみ 1,001 m²。家畜はありません。家族総数 1 名の労力 1 名となっております。5 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中田委員

12 番、中田です。ただ今の事務局の説明のとおりですが、譲受人と譲渡人は姉弟になります。以前から姉の子供が帰ってくるという考えで、姉に譲渡すということで話ができていたようです。利用計画で柿となっておりますが、現在柚子と柿が植わっています。姉弟間の所有権移転になりますので、何も問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 139 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 139 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 140 番の説明をお願いします。

事務局員

6 ページをお開きください。受付番号は 140 番です。申請人の譲受人が、美郷町北郷宇納間の 89 歳の方。譲渡人が、美郷町北郷宇納間の 88 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字畑之内、田 1 筆、1,404 m²であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は水稻となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営は、自作地・借入地あわせて 2,471 m²。家畜はありません。家族総数 1 名の労力 1 名となっております。7 ページが地籍集成図になります。本

案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤本委員

5 番、藤本です。譲受人は非常に高齢で、申請地を 50 年以上前から作っておりました。譲渡人は所有農地には栗を植林しており、米は作っていないため、今後譲受人が作ってくれるならと売買の話がまとまったようです。譲受人の息子さんは県内にいて、年に数回農作業に帰ってくるそうですが、近くに住んでいる譲受人の甥が後は耕作してくれるものと思っております。今回の申請は、下限面積の撤廃に伴い、農地を持っていなくても農地の売買ができるということで相談があったものであります。何の問題もないと考えますが、ご審議よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 140 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 140 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 141 番の説明をお願いします。

事務局員

8 ページをお開きください。受付番号は 141 番です。申請人の譲受人は、門川町の 87 歳の方。高齢の方ですが後継者がいると聞いております。譲渡人は、日向市の 76 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字秋元、田 3 筆、3,345 m²であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は水稲となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、住所が門川町になっていますが、北郷に 4,044 m²農地を所有しています。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。9 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

菊池委員

3 番、菊池です。譲受人は高齢ですがとても元気な方です。譲受人と譲渡人は実家がすぐ近くという関係です。譲受人は、農作業の時には帰ってきて実家で過

ごしているそうです。この地域の田ほとんどは賃貸契約をしており、地元の人が作っているのは譲受人ぐらいしかいないということで、今回は後継者のことを考えての購入ということです。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 141 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 141 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 142 番の説明をお願いします。

事務局員

10 ページをお開きください。受付番号は 142 番です。申請人の譲受人は、日向市の 51 歳の方。譲渡人は、門川町の 92 歳の方です。申請地は、西郷田代字年ノ神、田 1 筆、1,110 m²であります。申請理由は、賃貸借権の設定。利用計画は水稲になります。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人は日向市在住ですが、実家が西郷であり、15,241 m²の農地を営営しています。家畜はありません。家族総数 1 名の労力 1 名となっております。11 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

黒木良昭
委員

11 番、黒木です。現在申請地は、譲渡人の息子さんが管理していますが、息子さんが管理が難しくなったということです。譲受人は美郷町出身で現在日向市在住ですが、毎年帰ってきて自分の田を丁寧に管理していると聞いております。申請地と譲受人の田が近いこともあり、譲渡人が管理を頼んで今回の申請になりました。何も問題ないと考えます。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 142 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 142 番に賛成の方の挙手を求めま

す。

〈全員挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、受付番号 143 番ですが、小野和久委員が申請人となっておりますので、議事参与の制限により審議終了まで退席をお願いします。

〈小野和久委員、退席〉

それでは、受付番号 143 番の説明をお願いします。

事務局員

12 ページをお開きください。受付番号は 143 番です。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 51 歳の方。譲渡人が、美郷町西郷田代の 75 歳の方です。申請地は、西郷田代字尾澤、畑 1 筆、503 m²であります。申請理由は、賃貸借権の設定。利用計画は、野菜となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営は、自作地・借入地あわせて 21,391 m²。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。13 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

黒木良昭
委員

11 番、黒木です。譲渡人は申請地でお茶を作っていたのですが、高齢になり辞めるということで、現在は伐根して整地しております。今後の予定を聞いたところ、何も予定はないということでしたので、譲受人が貸してほしいとお願いして今回の申請となりました。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 143 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 143 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

審議が終了しましたので、小野委員を呼び戻してください。

〈小野和久委員、着席〉

続きまして、議案第 44 号、非農地の許可申請についてを上程いたします。事務局の提案理由説明を求めます。

局長

14 ページをお開きください。議案第 44 号、非農地の許可申請について。農地法第 2 条に規定する農地でないことの証明願いの申請があったので、承認を求めます。令和 5 年 12 月 26 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 144 番の 1 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

16 ページをお開きください。受付番号は 144 番です。受付月日が、令和 5 年 12 月 14 日。申請人は、美郷町南郷神門の 60 歳の方です。申請地は、南郷神門字北又江ノ原、田 1 筆、現況地目は雑種地、44 m²であります。所有者は、申請人と同一です。調査月日は令和 5 年 12 月 14 日。証明根拠は、自然災害による災害地等で復旧が著しく困難な土地であるためとなっております。17 ページが地籍集成図、18 ページが現況写真になりますが、令和 4 年の台風 19 号の災害で流出した農地です。現地を確認しましたが跡形もなく、とても農地に復旧するのは困難であると判断しました。周辺に農地はなく、非農地判断することにより影響を与えることもありません。現在治山工事が施工されており、今後保安林に地目が変わると聞いております。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中谷委員

9 番、中谷です。事務局の説明のとおりです。申請人本人と一緒に現地確認をしましたが、台風災害の跡地であり周りも山林に囲まれて、とても農地に復旧できる状態ではありませんでした。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 144 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 144 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 45 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用

地利用集積計画の決定についてを上程いたします。事務局の提案理由説明を求めます。

局長

19 ページをお開きください。議案第 45 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の提出があったので、承認を求める。令和 5 年 12 月 26 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 145 番から 147 番の 3 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

21 ページをお開きください。受付番号は 145 番です。利用権の設定を受ける者が、美郷町北郷入下の 65 歳の方。利用権を設定する者が、美郷町北郷宇納間の 68 歳の方です。利用権を設定する土地は、北郷宇納間字琵琶原、田 1 筆、2,092 m² あります。利用権の設定に伴う事項については、申請書明細のとおりです。利用権の設定を受ける者の経営状況は、自作地・小作地あわせて 15,570 m²。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。利用権設定区分は継続です。22 ページが地籍集成図になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

柳田委員

8 番、柳田です。利用権の設定を受ける者が、ミニトマトを十数年作っております。継続案件になりますので、何の問題もありません。ご審議よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 145 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 145 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、受付番号 146 番と 147 番ですが、利用権の設定を受ける者が同一であるため、同時に説明をお願いします。

事務局員

23 ページをお開きください。受付番号 146 番と 147 番ですが、利用権の設定を

受ける者が同一のためあわせて説明いたします。

利用権の設定を受ける者が、美郷町北郷入下の合同会社になります。

受付番号 146 番。利用権を設定する者が、美郷町北郷入下の 78 歳の方です。利用権を設定する土地が、北郷入下字柳瀬、田 2 筆、6,128 m²であります。

受付番号 147 番。利用権を設定する者が、美郷町北郷入下の 81 歳の方です。利用権を設定する土地が、北郷入下字柳瀬、田 3 筆、6,529 m²であります。計 5 筆の 12,657 m²になります。利用権の設定に伴う事項については、申請書明細のとおりです。利用権の設定を受ける者の経営状況は、小作地のみ 27,651 m²。構成員総数 3 名の労力 3 名となっております。利用権設定区分は継続もありますが、周辺の農地も新たに借り受けるということで、新規が 2 筆あります。24 ページが地籍集成図になります。本案件は、野業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

柳田委員

8 番、柳田です。146 番と 147 番は共に継続案件です。十数年前から、入下地区のライスセンターが受けて耕作しています。一部新規借入の土地がありますが、何の問題もないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 146 番と 147 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 146 番と 147 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 46 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の決定についてを上程いたします。事務局の提案理由説明を求めます。

局長

25 ページをお開きください。議案第 46 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の提出があったので、承認を求める。令和 5 年 12 月 26 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 148 番から 168 番の 21 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

議長

この案件はすべて、利用権の設定を受ける者と利用権を設定する者の間に、農業振興公社が入っておりますので、同時説明といたします。本来であれば事務局の説明の後地区担当委員の説明となりますが、この件については事務局の説明の後に質疑応答といたしますが、よろしいですか。

〈異議なし〉

ではそのように進めさせていただきます。

それと、受付番号 166 番ですが、中谷茂己委員が申請人となっておりますので、議事参与の制限により審議終了まで退席をお願いします。

〈中谷茂己委員、退席〉

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局員

資料は 27 ページからになります。

受付番号 148 番から 168 番まで、公社を活用した案件であります。関連がありますので同時に説明いたします。

受付番号 148 番から 151 番は、利用権を設定する者が同一で、美郷町南郷鬼神野の 36 歳の方です。

受付番号 148 番。利用権を設定する者が、美郷町南郷鬼神野の 85 歳の方です。利用権を設定する土地は、南郷神門字仮屋小田ノ原、田 5 筆、4,942 m²。

149 番。利用権を設定する者は、美郷町南郷神門の 74 歳の方です。利用権を設定する土地は、南郷神門字伊久良ヶ原、田 1 筆、1,992 m²。

150 番。利用権を設定する者は、日向市の 82 歳の方です。利用権を設定する土地は、南郷神門字伊久良ヶ原、田 4 筆、4,548 m²。

151 番。利用権を設定する者は、美郷町南郷鬼神野の 65 歳の方です。利用権を設定する土地は、南郷鬼神野字入田、田 4 筆、3,216 m²。合計 14 筆、14,698 m²になります。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりです。利用権の設定を受ける者の経営状況は、自作地・小作地あわせて 101,796 m²。家族総数 3 名の労力 2 名。新規の案件です。

28 ページをお開きください。受付番号は 152 番です。利用権の設定を受ける者と利用権を設定する者が同一で、美郷町南郷神門の 83 歳の方になります。利用権を設定する土地は、南郷神門字伊久良ヶ原、田 2 筆、2,554 m²。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりです。利用権の設定を受ける者の経営状況は、自作地のみの 5,228 m²。家族総数 2 名の労力 2 名。新規の案件です。

29 ページをお開きください。受付番号は 153 番です。利用権を設定する者は、美郷町南郷神門の 70 歳の方。利用権を設定する者が、美郷町南郷神門の 32 歳の方です。利用権を設定する土地は、南郷神門字竹原田、田 2 筆、3,348 m²。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりです。利用権の設定を受ける者の経営

状況は、自作地・小作地あわせて 2,173 m²。家族総数 2 名の労力 2 名。新規の案件です。

30 ページをお開きください。受付番号は 154 番と 155 番は、利用権の設定を受ける者が同一で、美郷町南郷鬼神野の 66 歳の方です。

受付番号 154 番。利用権を設定する者が、美郷町南郷神門の 73 歳の方です。利用権を設定する土地は、南郷神門字仮屋小田ノ原、田 1 筆、1,926 m²。

受付番号 155 番。利用権を設定する者は設定を受ける者と同一です。利用権を設定する土地は、南郷神門字仮屋小田ノ原、田 1 筆、1,987 m²。合計 2 筆、3,913 m²になります。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりです。利用権の設定を受ける者の経営状況は、自作地・小作地あわせて 21,950 m²。家族総数 2 名の労力 2 名。新規の案件です。

31 ページをお開きください。受付番号 156 番です。利用権の設定を受ける者と利用権を設定する者が同一で、美郷町南郷鬼神野の 70 歳の方です。利用権を設定する土地は、南郷神門字伊久良ヶ原、田 2 筆、2,800 m²。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりです。利用権の設定を受ける者の経営状況は、自作地・小作地あわせて 32,435 m²。家族総数 2 名の労力 2 名。新規の案件です。

32 ページをお開きください。受付番号 157 番です。利用権の設定を受ける者と利用権を設定する者が同一で、美郷町南郷神門の 78 歳の方です。利用権を設定する土地は、南郷神門字仮屋小田ノ原、田 2 筆、3,966 m²。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりです。利用権の設定を受ける者の経営状況は、自作地のみ 6,471 m²。家族総数 4 名の労力 4 名。新規の案件です。

33 ページをお開きください。受付番号 158 番です。利用権の設定を受ける者と利用権を設定する者が同一で、美郷町南郷鬼神野の 77 歳の方です。利用権を設定する土地は、南郷神門字伊久良ヶ原、田 1 筆、1,063 m²。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりです。利用権の設定を受ける者の経営状況は、自作地・小作地あわせて 14,418 m²。家族総数 2 名の労力 2 名。新規の案件です。

34 ページをお開きください。受付番号 159 番です。利用権の設定を受ける者と利用権を設定する者が同一で、美郷町南郷鬼神野の 62 歳の方です。利用権を設定する土地は、南郷神門字仮屋小田ノ原、田 1 筆、2,022 m²。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細の通りです。利用権の設定を受ける者の経営状況は、自作地のみ 6,940 m²。家族総数 1 名の労力 1 名。新規の案件です。

35 ページをお開きください。受付番号 160 番です。利用権の設定を受ける者は、美郷町南郷神門の 63 歳の方。利用権を設定する者は、美郷町南郷神門の 91 歳の方です。利用権を設定する土地は、南郷神門字伊久良ヶ原、田 2 筆、1,937 m²。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりです。利用権を設定する者の経営状況は、自作地のみ 8,946 m²。家族総数 3 名の労力 3 名。新規の案件です。

36 ページをお開きください。受付番号 161 番です。利用権の設定を受ける者は、日向市東郷町の 70 歳の方。利用権を設定する者は、美郷町南郷山三ヶの 57 歳の方です。利用権を設定する土地は、南郷神門字伊久良ヶ原、田 1 筆、1,624 m²。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりです。利用権の設定を受ける者の

経営状況は、自作地のみ 4,212 m²。家族総数 2 名の労力 2 名。新規の案件です。

37 ページをお開きください。受付番号 162 番から 164 番は利用権の設定を受ける者が同一で、美郷町南郷神門の 73 歳の方です。

受付番号 162 番。利用権を設定する者は利用権の設定を受ける者と同一です。利用権を設定する土地は、南郷神門字下仮屋、田 5 筆、2,383 m²。

受付番号 163 番。利用権を設定する者は、美郷町南郷神門 77 歳の方です。利用権を設定する土地は、南郷神門字下仮屋、田 2 筆、1,458 m²。

受付番号 164 番。利用権を設定する者は、日向市の 75 歳の方です。利用権を設定する土地は、南郷神門字下仮屋、田 4 筆、1,478 m²。合計 11 筆、5,319 m²になります。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりです。利用権の設定を受ける者の経営状況は、自作地・小作地あわせて 6,375 m²。家族総数 3 名の労力 3 名。新規の案件です。

38 ページをお開きください。受付番号 165 番です。利用権の設定を受ける者と利用権を設定する者が同一で、美郷町南郷鬼神野の 74 歳の方です。利用権を設定する土地は、南郷神門字仮屋小田ノ原、田 1 筆、1,835 m²。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりです。利用権の設定を受ける者の経営状況は、自作地のみ 7,991 m²。家族総数 2 名の労力 2 名。新規の案件です。

39 ページをお開きください。受付番号 166 番です。利用権の設定を受ける者は、美郷町南郷神門の 70 歳の方。利用権を設定する者は、日向市の 52 歳の方です。利用権を設定する土地は、南郷神門字上仮屋、田 1 筆、1,506 m²。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりです。利用権の設定を受ける者の経営状況は、自作地・小作地あわせて 23,321 m²。家族総数 2 名の労力 2 名。新規の案件です。

40 ページをお開きください。受付番号 167 番です。利用権の設定を受ける者と利用権を設定する者が同一で、美郷町南郷鬼神野の 41 歳の方です。利用権を設定する土地は、南郷神門字伊久良ヶ原、田 2 筆、3,084 m²。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりです。利用権の設定を受ける者の経営状況は、自作地のみ 5,091 m²。家族総数 2 名の労力 2 名。新規の案件です。

41 ページをお開きください。受付番号 168 番です。利用権の設定を受ける者は、美郷町南郷水清谷の 49 歳の方。利用権を設定する者は、日向市の 75 歳の方です。利用権を設定する土地は、南郷神門字下仮屋、田 1 筆、588 m²。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりです。利用権の設定を受ける者の経営状況は、自作地・小作地あわせて 60,184 m²。家族総数 1 名の労力 1 名。新規の案件です。

42 ページが地籍集成図になります。4 か月にわたって神門上 1 区の申請を皆さんにご審議いただきましたが今回で最後になります。地域計として、全部の面積は 26.3ha で今回機構活用が 18.5ha、機構活用率が 71.2 %と成果を上げているところです。今回はすべて地元の方で、しかも農業を一生懸命されている方が貸借を受ける形の申請となっていますので、何も問題はないものと考えます。以上です。

事務局の説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 148 番から 168 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

議長

| | |
|------|---|
| 中田委員 | いいですか。 |
| 議長 | 中田委員、どうぞ。 |
| 中田委員 | 12番、中田です。神門上1区の集積に対して、受付番号151番は鬼神野入田地区が入っているのですが、問題ないのでしょうか。 |
| 事務局員 | この案件の利用権の設定を受ける者が担い手であり、集積をお願いしているため、今回の申請に問題はありません。今回の鬼神野入田地区に関しては、神門上1区の集積には入っておりません。神門上1区だけで集積でされた分が71.2%です。 |
| 中田委員 | よくわかりました。 |
| 議長 | 他にありませんか。 |
| | 〈なし〉 |
| | 無いようですので採決に移ります。受付番号148番から168番に賛成の方の挙手を求めます。 |
| | 〈全員挙手〉 |
| | ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。審議が終了しましたので、中谷委員を呼び戻してください。 |
| | 〈中谷茂己委員、着席〉 |
| | それでは続きまして、報告第21号、農地の賃貸借合意解約書についてを上程いたします。事務局の提案理由説明を求めます。 |
| 局長 | 43ページをお開きください。報告第21号、農地の賃貸借合意解約書について。農地の賃貸借合意解約書の提出があったので報告する。令和5年12月26日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。 |
| 事務局員 | 44ページをお開きください。合意解約についてご報告いたします。この合意解約は、先程承認いただきました150番にかかるものです。基盤強化法で利用権設定をしておりましたが、新たに中間管理法で契約をやり直すための解約になります。 |
| | 45ページをお開きください。この合意解約は、先程承認いただきました149番にかかるものです。基盤強化法で利用権設定をしておりましたが、新たに中間管理 |

法で契約をやり直すための解約になります。

本合意解約については、農地法の要件を満たしているため、届出を受理しましたので報告いたします。以上です。

議長

続きまして、報告第 22 号、農地改良届についてを上程いたします。事務局の提案理由説明を求めます。

局長

46 ページをお開きください。報告第 22 号、農地改良届について。農地改良届出書の提出があったので報告する。令和 5 年 12 月 26 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

47 ページをお開きください。今回の改良届は、すべて北郷地区から提出されています。改良の内容についても、農地の耕作条件が悪いため改善を行いたいという内容になっています。

47 ページ。改良する土地が、北郷黒木字尾ノ花の畑 3 筆で、盛土を 2m ほど行いたいというものです。期間は令和 5 年 11 月 28 日から令和 6 年 3 月 31 日予定となっています。48 ページが地籍集成図、49 ページが現況写真、50 ページが横断図になります。

51 ～ 56 ページ。改良する土地が、北郷宇納間字中原前の 7 筆で、台風等で洪水が発生すると水が上がってくるということで、盛土を 1m ほど行いたいというものです。こちらは建設課から相談があり、受理したものになります。57 ページが地籍集成図、58 ページが航空写真、59 ページが現況写真になります。

60 ページ。改良する土地が、北郷黒木字沖の園の田 1 筆で、こちらも台風等の災害の度川から水があがるということで、嵩上げをし改良後は畑として活用したいということです。61 ページが隣地同意書、62 ページが位置図、63 ページが現況写真、64 ページが平面図・横断図になります。説明は以上です。

議長

報告第 21 号・22 号に何か質問はありますか。

〈なし〉

それでは以上で、すべての審議を終了します。

局長

ご起立をお願いします。

以上を持ちまして、令和 5 年第 12 回美郷町農業委員会総会を終了いたします。

一同、礼。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 林田 寿利

美郷町農業委員会 委員 藤田 博文

美郷町農業委員会 委員 山澤 敏徳

